



庄内赤川

S H O N A I - A K A G A W A



赤川用水管理センター 操作室内部の様子
本年4月より運用を開始しました

主な内容

■ ごあいさつ	2
■ 広報発行によせて	2
■ 第15回通常総代会	4
■ 令和元年度 主な事業	5
■ 令和元年度 賦課金及び賦課徴収方法	8
■ 農地転用と地区除外決済金について	9
■ 国営赤川二期農業水利事業について	11



令和元年5月発行

受益面積及び組合員数

(平成31年4月現在)

市町村名	鶴岡市					酒田市	三川町	庄内町	計
	鶴岡地区	朝日地区	櫛引地区	羽黒地区	藤島地区				
受益面積 (ha)	4,684.3	253.2	1,873.5	681.5	909.8	822.1	2,088.1	0.4	11,312.9
組合員数 (人)	1,909	131	733	345	325	500	771	18	4,732

発行所：鶴岡市馬場町7番35号
庄内赤川土地改良区

編集者：総務課

URL：http://www.shonaiakagawa.jp

E-mail：info@shonaiakagawa.jp

理事長ごあいさつ



ごあいさつ

庄内赤川土地改良区

理事長 **本間 松弥**

令和元年 新たな御代の始まりに謹んでお慶び申し上げます。

新時代の幕開けとともに始まった田植え作業も終わりに近づき、吹く風に初夏を感じる清々しい季節を迎えておりますが、組合員皆様におかれましては益々健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より当改良区の運営に対しましてご理解ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、現在、当改良区管内における最重点事業であります、国営赤川二期事業に関しましては、事業開始から早10年目を迎え、事業完了まで残すところ2年余りとなりました。昨年度においては水管理システムの整備や赤川頭首工管理棟の改修が完了するなど、順調に主要施設の整備が進んでおります。今年度においては継続中の赤川揚水機関連施設の撤去工事や、環境保全機能をあわせ持つ調整池の設置などが予定されております。事業はまさに終盤戦を迎えておりますが、この最後の2年間は、事業完了後の用水管理や施設維持管理を万全なものとするためにも大変重要な期間でありますので、今後も赤川農業水利事業所をはじめ関係各方面より尚一層のご支援ご協力を賜りながら、事業が円滑に推進されますことを切に期待するところであります。

国営事業による基幹水利施設の更新が進む中、当改良区管内においては新規圃場整備事業に加え、既存の水利施設の再整備など、新たな事業が次々とスタートしておりますが、今後も国や県に対して地域の現状をしっかりと伝えながら、十分な事業予算確保について根気強く訴えていかなければならないものであります。

昨年6月には、改正土地改良法が成立しました。これは、近年の農業農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図ることを目的としており、多岐にわたり大きな改正となりました。たとえば、総代選挙方法の変更を含めた総代会制度の見直しや、員外監事の導入、利水調整のルール化など、今後は、新しい制度に則り、順次移行していかなければならないものであり、事務局体制も強化しながら、担当各課においてしっかりと対処していかなければならないと考えております。また、今回の法改正で義務化された決算関係書類としての貸借対照表の作成に関しては、当改良区ではすでに新しい会計システムを導入し、複式簿記形式への移行を完了しております。今後は、土地改良施設の資産としての位置付けや、発電事業による収益管理なども含め、より高度な会計処理が求められるものであります。

農業農村を取り巻く環境は、平成の時代において大きく変化し、現在に多くの課題を残しております。その中でも、高齢による離農や担い手不足による生産基盤の荒廃等の進行をいかにして止めるかということが喫緊の課題であります。新しい時代に私たちに求められることは、農業用水の安定供給のみならず、土地改良事業による農業生産基盤と農村の生活環境の整備を通じて、地域農業の持続的発展と農村の振興、そして食料の安定供給に寄与することであると再認識し、組織として地域から求められる役割を果たしながら、組合員の負託に丁寧かつ迅速に対応できるよう、役職員一同さらに業務に邁進していく所存であります。

末筆ながら、この記念すべき令和元年度が皆様にとって実り多き素晴らしい一年となりますことを心よりお祈り申し上げ、広報発行にあたってのご挨拶といたします。

広報発行によせて



着任のごあいさつ

東北農政局赤川農業水利事業所

所長 **田中 繁世様**

庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれては、日頃より国営赤川二期農業水利事業の推進につきまして、多大な御理解と御協力を賜り心より御礼申し上げます。元号が変わり令和2年度完了を予定しております本事業も残すところ後2年となりました。今年度は、昨年度に引き続き赤川揚水機場の撤去工事を進める他、調整池建設関係の工事や残された水路の改修工事を鋭意進めることとしています。なお、赤川揚水機場の堤防部の撤去工事については国土交通省へ委任する形で施工が進められることとなっています。

さて、私事ではありますが、庄内地域は2度目の勤務となりました。今から11年前、庄内町余目にあった最上川下流沿岸農業水利事業所に勤務することとなりましたが、赴任した最初の冬には大雪や度重なる地吹雪など厳しい

冬の気候の洗礼をうけて、大変なところに来てしまったものだと思っていました。ただし、その後4回の冬を越すことになったのですが、年数を経るごとに庄内の景観のすばらしさ、豊かな食材や食文化に惹かれるようになり、なによりも「もっけだの」に象徴される庄内弁や人の暖かさがとても素敵なことだと感じるようになっていきます。

当時は映画「おくりびと」が上映され国際的な映画賞を数多く受賞するなど庄内のすばらしさを日本のみならず世界に広める一つの契機になった頃でした。また米についても今でこそ人気ブランド米として全国的に定着した「つや姫」を山形県が新品種として開発し、世に送り出し、地域が一体となって知名度の向上を図っていた頃でありました。見た目も粒が大きくつやがありこんなにおいしいお米が作れる庄内地域はなんとすばらしいところだとも感じたところでしたし、土地改良区や農家の方々の水利施設の保全や米づくりに対する姿勢、プロ意識の高さに対し畏敬の念を持つに至りました。

また当時、任務では国営事業を推進する立場ではありましたが、国営事業所の地域貢献として農地・水・保全向上活動などで山形県庄内総合支庁の方と庄内地域の集落を訪問させていただく機会も数多くいただき、そうした中で、農業や地域を元気づけるための活動に真摯に取り組まれている姿に触れさせていただくことができました。さらに地域の小中学校においては、生徒たちに農業や土地改良施設に触れる機会をできるだけ創出できる活動についても参加させていただくことができました。地元土地改良区の方や学校の先生方などと一緒に農作業の体験や生き物調査、施設見学会などを行いました。今思えば、改良区の方はじめ多くの方々が皆、地域を愛しよりよくしている姿勢が随所に感じられる貴重な体験であったかと思えます。また、どのイベントにおいても参加した子供たちが、とても生き活きとして活動に参加していたことを記憶しています。

地域を大切にすること、水路、水利施設、農地などを将来にわたって守り続け受け継いでいくことは、小さい頃から、さまざまな体験を通じて醸成されていくものだと考えています。調整池や水路でのごっこしめや生き物調査など楽しかった体験は、各人のよい思い出となるだけでなく、それぞれの方のこの中の中に地域を愛する考えとして育っていくのではないのでしょうか。

国営事業完了にむけての取組みはもちろんのこと、微力ながらも、事業所も地域のお役に立てるような役割に加わっていくことができればと思います。事業完了後に組合員ほかの皆様の良い事業であったと言っていただけでも職員一同取り組みますので、引き続き皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。



広報発行によせて

山形県庄内総合支庁 産業経済部

農林技監 **長谷部 英徳 様**

庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より本県の農業農村整備事業の推進につきまして、多大な御理解と御協力を賜り心より御礼申し上げます。

本年4月に庄内総合支庁産業経済部農林技監(兼)農村計画課長に着任いたしました長谷部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。庄内地域の勤務は、新採職員として4年間勤務しました旧最上川土地改良事務所以来30年ぶりの勤務となります。当時は、県営ほ場整備事業の最盛期であり、ほぼ終日現場監督でほ場に出向いていたと記憶しております。

この冬は、県内の降雪量が例年になく少なく、春の雪解けの早かった年になりました。

さて、昨年度は、8月上旬まで高温少雨の気候が続き渇水の状況にあったものが、その後庄内、最上を中心に豪雨に見舞われ、農地・農業用施設に大きな被害が発生しました。復旧工事については、本年度も引き続き、耕作に支障とならないよう、早急な工事に取り組んでいるところです。

庄内赤川土地改良区におきましては、国営赤川二期地区が終盤を迎えており、基幹水利施設の改修とともに小水力発電や水管理システムの導入など、将来の維持管理を見据えた整備が順調に進められております。

県営事業におきましては、平成30年補正予算と平成31年当初予算をあわせて206億円が予算措置されており、そのうち庄内管内は67億円となっております。これもひとえに土地改良区を始め、市町村や土地改良事業団体連合会等の要請活動により地域の実情を中央に届けていただいた結果であります。

さて、本年4月から、昨年改正された土地改良法が施行されました。耕作者である理事の確保や員外監事の導入、利水調整規程の制定などが義務付けられており、定款等の見直しが必要となります。また、決算書類への貸借対照表の義務付けに対しては、複式簿記の導入など会計システムの見直しとともに、土地改良施設の資産評価を実施する必要があります。県としましては、改正土地改良法に基づく新たな運営体制に円滑に移行し体制強化が図られるよう、関係機関と十分な連携を図りながら取り組んでまいります。

今、全国の農業農村では、過疎化・高齢化、担い手不足に加え、地域力の低下など課題が山積みしております。また、米などを巡る先行き不安から、状況が一段と厳しくなっております。国、県、市町村がこれまで培ってきた技術と経験を活用し、農業農村を守り、発展させていくことが重要であることを認識する必要があります。

最後になりましたが、庄内赤川土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様のご健勝を祈念しまして、挨拶とさせていただきます。

第 15 回 通 常 総 代 会

平成31年3月14日、東京第一ホテル鶴岡に於いて第15回通常総代会が開催されました。総代現数60名中55名の出席のもと、議長に菅原 正喜総代（第7選挙区・小尺）、副議長に伊藤 俊昭総代（第4選挙区・藤沢）を選出し、次の事項を慎重審議した結果、原案通り可決されました。

◇付議事項

- 承認第2号 専決処分の承認について
- 承認第3号 会計細則一部改正の承認について
- 議第5号 定款第4条、第26条、第27条及び第30条の変更について
- 議第6号 規約の一部改正について
- 議第7号 債務負担契約の議決について
- 議第8号 長期借入金（広野地区）の増額について
- 議第9号 平成30年度（特別会計）八沢川地区共通事業費収入支出第3回補正予算
- 議第10号 平成30年度（特別会計）広野地区事業費収入支出第3回補正予算
- 議第11号 平成30年度（特別会計）地区除外決済金支出第2回補正予算
- 議第12号 平成30年度（特別会計）財政調整積立金支出第3回補正予算
- 議第13号 県営田沢地区土地改良事業の施行申請について
- 議第14号 土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
- 議第15号 長期借入金（広野地区）について
- 議第16号 長期借入金（たらのきだい地区）について
- 議第17号 平成31年度区費賦課徴収方法について
- 議第18号 平成31年度地区除外決済金について
- 議第19号 平成31年度一般会計収入支出予算について
- 議第20号 平成31年度（特別会計）赤川地区共同管理費収入支出予算について
- 議第21号 平成31年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について
- 議第22号 平成31年度（特別会計）天保大川地区小水力発電事業費収入支出予算について
- 議第23号 事業費（個人）の一括繰上償還について
- 議第24号 指定金融機関等について
- 議第25号 役員（理事）選挙について

◇報告事項

監報告第2号 平成30年度第2回定例監査報告



左：副議長 伊藤 俊昭 総代（藤沢） 右：議長 菅原 正喜 総代（小尺）



質問する菅原 一夫 総代（田代）

庄内赤川土地改良区役員補欠選挙結果について



役員（理事）補欠選挙が、第15回通常総代会にて行われました。立候補者が定数を超えなかったため、無投票により下記の方が当選しました。

理 事 **大滝 秀樹**
第5選挙区・東沼

【任期】 令和3年3月31日まで

令和元年度 主な事業

【青龍寺川共通地区】

■維持管理費

・用水費（刈払費、浚渫費、工事費等）	20,205千円	・揚水機場費（電力料、賃金、工事費等）	7,026千円
・管理費（水利運営協議会交付金等）	6,153千円		

■土地改良事業調査計画事業費

・農地整備事業調査計画事業費	12,100千円
----------------	----------

■受託業務費

・受託工事費 （沖堰・尾花排水機場管理業務、青龍寺川堤防草刈業務）	5,979千円
--------------------------------------	---------

■事業負担金等

・国営造成施設県管理事業地元分担金（赤川頭首工）	1,203千円
--------------------------	---------

・基幹水利施設管理事業地元分担金 （西1号幹線用水路）	708千円
--------------------------------	-------

【中川共通地区】

■維持管理費

・用水費（刈払費、浚渫費、工事費等）	24,571千円	・揚水機場費（電力・水道料、賃金、修繕費等）	10,540千円
・排水費（刈払費、浚渫費、工事費等）	6,725千円	・管理費（水利運営協議会交付金等）	9,604千円

■適正化事業費	5,100千円
---------	---------

■適正化事業拠出金	1,197千円
-----------	---------

■農業用水路等長寿命化・防災減災事業費	7,200千円
---------------------	---------

■事業負担金等

・国営造成施設県管理事業地元分担金（赤川頭首工）	854千円
・農村地域防災減災事業地元分担金（京田川地区）	7,700千円

・基幹水利施設管理事業地元分担金 （西1号・東3号幹線用水路）	1,470千円
------------------------------------	---------

【天保大川共通地区】

■工事費

・整備工事費（施設整備小規模工事費等）	16,700千円
---------------------	----------

■維持管理費

・用水費（刈払費、浚渫費、工事費等）	14,103千円	・揚水機場費（電力料、賃金、工事費等）	4,261千円
・排水費（刈払費、浚渫費、工事費等）	4,346千円	・管理費（水利運営協議会交付金等）	5,056千円

■農業基盤整備促進事業費	6,300千円
--------------	---------

■土地改良事業調査計画事業費	6,900千円
----------------	---------

■受託業務費

・受託工事費 （立岩・東岩本・天狗森地区地すべり防止施設管理）	210千円
------------------------------------	-------

・農道管理業務受託工事費	2,865千円
--------------	---------

■事業負担金等

・国営造成施設県管理事業地元分担金（赤川頭首工）	140千円
・地域用水環境整備事業地元分担金（田沢用水路小水力発電）	150千円

・基幹水利施設管理事業地元分担金（西1号幹線用水路）	82千円
・基幹水利施設整備事業地元分担金	19,500千円

【八沢川共通地区】

■工事費

・整備工事費	900千円
--------	-------

■維持管理費

・用水費（刈払費、浚渫費、修繕費等）	13,342千円	・揚水機場費（電力料、賃金、修繕費等）	32,953千円
・ため池費（賃金、刈払費、修繕費等）	1,836千円	・排水費（刈払費、修繕費等）	54千円
・管理費（水利運営協議会交付金等）	2,758千円		

■適正化事業拠出金	3,631千円
-----------	---------

■農業基盤整備促進事業費	13,600千円
--------------	----------

■土地改良事業調査計画事業費

・農地整備事業調査計画事業費	2,000千円
----------------	---------

■受託業務費

・農道管理業務受託費	2,398千円
------------	---------

■農業用水路等長寿命化・防災減災事業費	11,300千円
---------------------	----------

【団体営青龍寺川地区】

■維持管理費

（八ツ興屋地区排水路浚渫作業等）	82千円
------------------	------



東郷小学校での稲作体験学習の様子（R1.5.17）

庄内赤川土地改良区では、21世紀土地改良区創造運動の一環として、小学生の稲作体験学習をサポートする活動などを行っています。

【県営赤川圃場整備地区】（青龍寺川地区、中川地区）

■工事費

・整備工事費 17,400千円

■維持管理費

・用水費（刈払費、浚渫費、工事費等） 22,723千円
 ・排水費（刈払費、浚渫費、工事費等） 15,434千円

・揚水機場費（電力料、賃金、工事費等） 7,692千円

■適正化事業費 16,000千円

■適正化事業拠出金 2,042千円

■農業基盤整備促進事業費 2,100千円

■土地改良事業調査計画事業費
 ・農地整備事業調査計画事業費 9,140千円

■受託業務費

・農道管理業務受託工事費 6,720千円

【鶴岡西部地区】

■工事費

・整備工事費 22,471千円

■維持管理費（3,4,6 事業区）

・揚水機場費（電力料、賃金等） 71,549千円

■受託業務費

・農道管理業務受託工事費 5,437千円

■事業負担金等

・農村地域防災減災事業地元分担金（沖堰地区） 188千円

・水利施設管理事業地元分担金（第4事業区共通地区） 7,086千円

【押切地区】

■維持管理費

・揚水機場費（電力料、賃金、修繕費等） 19,313千円

・水路費（刈払費、浚渫費、工事費等） 5,153千円

■適正化事業費 3,100千円

■適正化事業拠出金 788千円

■農業基盤整備促進事業費 1,600千円

■受託業務費
 ・農道管理業務受託工事費 648千円

【広野地区】

■工事費

・整備工事費 1,700千円

■維持管理費

・揚水機場費（電力料、賃金、修繕費等） 5,116千円
 ・農道管理費 600千円

・水路費（刈払費、浚渫費、工事費等） 11,497千円

■農業基盤整備促進事業費 2,200千円

■農業経営高度化支援事業費 150千円

■事業負担金等

・農業水利施設保全合理化事業地元分担金 120,000千円

【大泉地区】

■維持管理費

・維持管理費（刈払費、賃金、工事費等） 5,041千円

■農業基盤整備促進事業費 4,100千円

【東郷堰地区】

■維持管理費

・揚水機場費（電力料、賃金、修繕費等） 19,419千円

・水路費（刈払費、賃金、工事費等） 8,173千円

■適正化事業費 5,100千円

■適正化事業拠出金 1,512千円

■受託業務費

・農道管理業務受託工事費 1,091千円

【天保大川地区小水力発電】

■施設維持管理費 989千円

【県営たらのきだい地区】

■事業負担金等

・農地整備事業地元分担金 1,035千円

■受託業務費

・受託業務費（換地業務） 8,900千円

【赤川地区小水力発電】

■施設維持管理費 8,850千円

【赤川地区共同管理】

■維持管理事業費

◎利水費 34,956千円

・大鳥ダム及び熊出堰頭首工費 849千円

・東1号幹線用水路費 938千円

・成沢川排水路費 303千円

・赤川頭首工費 22,668千円

・西1号幹線用水路費 10,198千円

◎水源涵養林費 2,389千円

◎管理費 1,700千円

【農地維持受託事業】

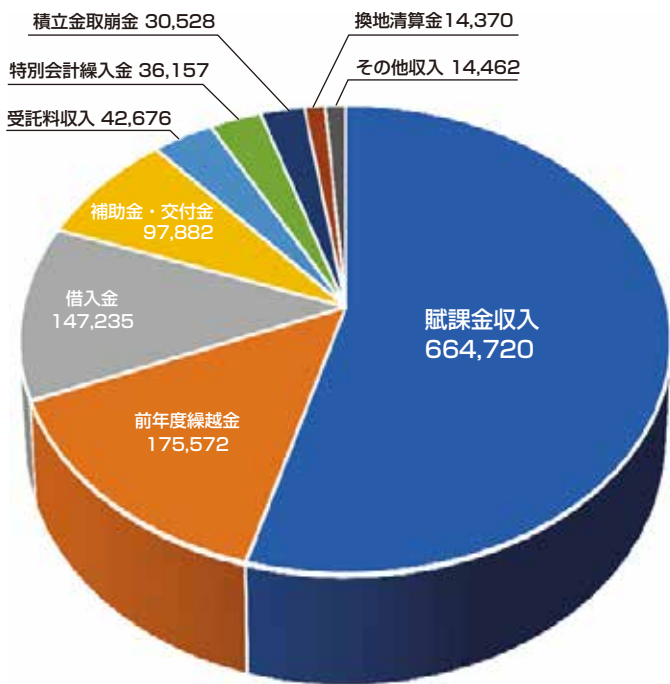
■受託事業費 1,522千円

令和元年度予算

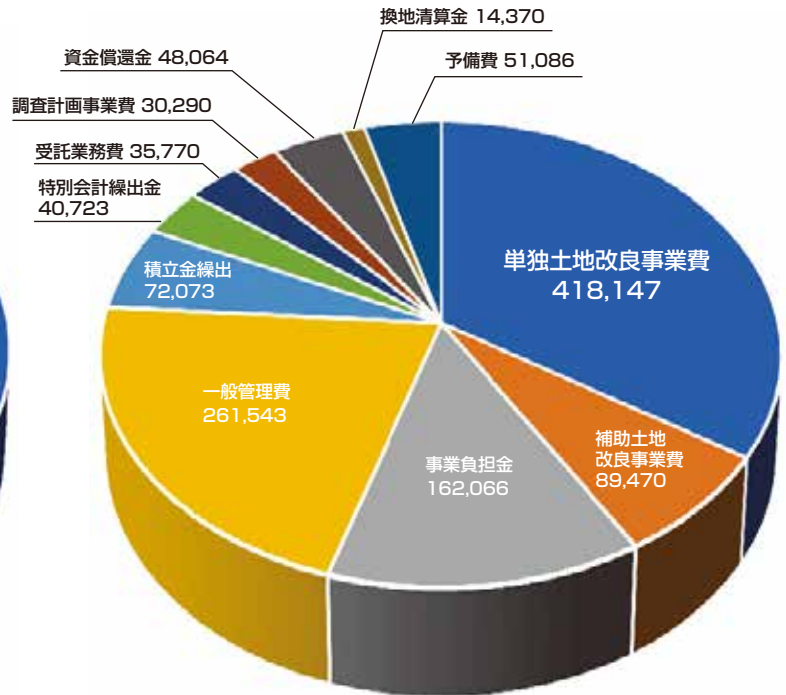
令和元年度より単式簿記会計から複式簿記会計に移行しました。これに伴い、赤川地区共同管理事業費と小水力発電事業費を除く特別会計は廃止となり、一般会計と統合されました。

◇一般会計 (単位：千円)

収入1,223,602



支出1,223,602



◇一般会計予算 (旧会計区分) 内訳書総括表 (単位：千円)

旧会計区分	予算額	旧会計区分	予算額
一般会計	142,454	鶴岡西部県営圃場整備事業費	137,989
青龍寺川地区共通事業費	129,241	押切地区事業費	42,140
中川地区共通事業費	131,000	広野地区事業費	178,430
天保大川地区共通事業費	118,601	大泉地区維持管理事業費	12,239
八沢川地区共通事業費	110,375	東郷堰地区維持管理事業費	53,881
団体営土地改良事業費	5,589	県営たらのきだい地区圃場整備事業費	25,970
県営赤川圃場整備事業費	133,836	農地維持受託事業費	1,857
		旧14会計区分 合計	1,223,602

各地区の特別会計は一般会計に統合されましたが、会計予算の内訳は旧会計区分ごとに分類されます。

◇特別会計 (単位：千円)

会計区分	予算額
赤川地区共同管理費	106,000
赤川地区小水力発電事業費	52,000
天保大川地区小水力発電事業費	1,130
特別会計 3会計 合計	159,130

令和元年度 賦課金及び賦課徴収方法

賦課期日：平成31年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課

徴収期限：(第1期)令和元年5月31日・(第2期)令和元年10月31日

納付場所：JA鶴岡、JA庄内たがわ、JA庄内みどり、JAそでうら、庄内銀行、山形銀行、きらやか銀行、鶴岡信用金庫、
当土地改良区事務所

口座振替日：第1期 5月31日(金)・第2期 10月31日(木) ※事前に口座残高の確認をお願いします。

事業コード	事業名	1000㎡当賦課金	前年度比	賦課割合	
				第1期	第2期
0101	一般賦課金(運営事務費)	600	-	50%	50%
■青龍寺川地区					
0201	青龍寺川地区共通事業費(維持管理費)	1,100	-	50%	50%
0202	// (赤川管理費)	820	-		
0211	// (事業調査費・井岡地区)	500	△4,500		
0212	// (事業調査費・岡山地区)	5,000	-		
1101	団体営事業費(西荒屋圃場整備)	一筆毎	-	30%	70%
1201	泉宮赤川圃場費(維持管理費・青龍寺川地区)	1,980	-		
1231	// (事業調査費・黄金地区【A】)	1,250	-		
1232	// (事業調査費・黄金地区【B】)	1,250	-		
1301	鶴西泉圃場費(維持管理費・第3事業区・湯田川【A】)	4,900	-		
1302	// (維持管理費・第3事業区・湯田川【B】)	1,400	-		
1321	// (維持管理費・第6事業区・京田、栄)	5,000	-		
1322	// (維持管理費・第4事業区・大泉)	4,800	-		
1601	大泉地区管理費(共同地区)	400	-		
1602	// (岡山地区)	530	-		
1603	// (安丹地区)	100	新設	0%	100%
1701	東郷堰地区管理費(東郷堰地区)	4,450	-	50%	50%
1702	// (門前単独地区)	6,000	-		
1703	// (尾花開田単独地区)	7,900	-		
1704	// (成田開田単独地区)	800	-		
1721	門前地区基盤整備費	4,400	-	30%	70%
■中川地区					
0301	中川地区共通事業費(維持管理費)	2,080	40	50%	50%
0302	// (赤川管理費)	520	△40		
1211	泉宮赤川圃場費(維持管理費・第5-1事業区)	1,550	-	30%	70%
1212	// (維持管理費・第5-2事業区)	4,200	-		
1401	押切地区事業費(維持管理費・共通地区)	1,200	-	40%	60%
1402	// (維持管理費・第6事業区)	3,300	-		
1403	// (事業費・第6事業区)	200	-		
1404	// (維持管理費・落合地区)	9,760	-		
1501	広野地区事業費(維持管理費・共通地区)	2,400	-	50%	50%
1502	// (維持管理費・黒森地区)	2,800	-		
1503	// (維持管理費・昭和地区)	4,950	-		
1511	// (事業費・事業地区)	300	-	60%	40%
■天保大川地区					
0401	天保大川地区共通事業費(維持管理費)	4,900	-	50%	50%
0402	// (赤川管理費)	200	△20		
0411	// (事業償還費)	1,000	△80		
2001	たらのきだい事業費(たらのきだい地区)	1,000	△500		
■八沢川地区					
0501	八沢川地区共通事業費(維持管理費・八沢川地区)	1,600	-	50%	50%
0511	八沢川地区管理費(維持管理費・田川地区)	2,200	-		
0512	// (維持管理費・上郷地区)	3,000	-		
0513	// (維持管理費・大山地区)	3,000	-		
0514	// (維持管理費・馬町地区)	3,500	-		
0515	// (事業調査費・中楯地区)	5,000	-		

※各地区の特別会計は一般会計に統合されました。

農地転用と地区除外決済金について

農地転用について

農地転用とは、農地を農地以外の用途に転換することです。農地転用をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ各市町村の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行うようにしてください。

農地転用の申請について【土地改良区での手続き】

農業委員会に農地転用許可申請を行う際、【土地改良区の意見書】の添付を命じられます。

【土地改良区の意見書】の交付は下記の流れに沿って行われますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ

- ① 転用組合員より「土地改良区の意見書」の申請
- ② 土地改良施設への影響を関係者と協議
- ③ 土地改良区で理事長決裁または理事会・総代会での決議
※ 転用面積により1週間～最大で6ヶ月かかる場合があります
- ④ 土地改良区で意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収
※ 手数料等は、転用面積により異なりますので会計課までお問い合わせください

【申請に必要な書類】

- ① 農地転用等の通知書 ② 地区除外申請書
※ 添付書類※
・ 農業委員会に提出する計画図面及び書類一式(副本)
・ 役員、総代、生産組合、水利運営協議会の同意書

決済金について

農地転用により土地改良区の受益農地が減少しても、土地改良施設(用排水路等)の維持管理費は減少しません。そのため、他の組合員の負担にならないよう、地区除外処理規程第6条の決済金算定基準により納めて頂くものが決済金です。土地改良法第42条第2項の規定により、農地転用する農地につき、権利義務について必要な決済(決済金による精算)をしなければならないことになっています。

◆必要な決済(決済金による精算)の対象範囲について…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金(分担金)・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

農地が公共事業用地(河川、道路、学校等公共施設)として買収される場合も同様ですのでご注意ください。

なお、決済金領収書も賦課金領収書と同様に所得税の確定申告の控除証明書として使用できます。

○令和元年度決済金一覧

対象地区	決済金の区分	1000m ² 当 決済金(円)	対象地区	決済金の区分	1000m ² 当 決済金(円)	
全地区	運営事務費	18,000	■中川地区			
■青龍寺川地区			県営赤川・第5-1事業区	維持管理費	46,500	
青龍寺川地区共通	維持管理費	33,000	//	・第5-2事業区	126,000	
//	赤川管理費	24,600	押切・共通地区	維持管理費	36,000	
団体営・西荒屋圃場整備地区	事業償還費	一筆ごと	//		・第6事業区	99,000
県営赤川・第1事業区	維持管理費	59,400	//	・落合地区	292,800	
鶴西農圃・第3事業区(湯田川【A】)	維持管理費	147,000	広野・共通地区	維持管理費	72,000	
//		42,000	//		・黒森地区	84,000
//		150,000	//		・昭和地区	148,500
//		144,000	//		・事業地区	52,936
大泉・共同地区	維持管理費	12,000	■天保大川地区			
//		15,900	天保大川地区共通	維持管理費	147,000	
//		3,000	//	赤川管理費	6,000	
東郷堰・東郷堰地区	維持管理費	133,500	//	事業償還費	2,205	
//		180,000	たらのきだいの圃場整備地区	事業償還費	222,548	
//		237,000	■八沢川地区			
//		24,000	八沢川地区共通・共通地区	維持管理費	48,000	
//		13,088	//		・田川地区	66,000
■中川地区			//		・上郷地区	90,000
中川地区共通	維持管理費	62,400	//		・大山地区	90,000
//	赤川管理費	15,600	//	・馬町地区	105,000	

賦課金の納付について

☆賦課金納付のおねがい

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されています。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、**必ず期限内の納付**をお願いいたします。賦課金に関する相談・問い合わせは会計課までご連絡ください。

※納期限まで納付されない場合…

- ・年7.3%の延滞利息の加算（納期限後1ヶ月以内は、3.65%）
- ・督促状発行手数料[過怠金]の加算（1期1人当たり300円）

☆賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください！

【ご利用できる金融機関】

JA鶴岡、JA庄内たがわ、JA庄内みどり、JAそでうら、荘内銀行、山形銀行、鶴岡信用金庫

- ・口座振替の手続きは、本区または各JAをお願いいたします。
- ・賦課金領収書の発行は年1回12月のみになります。第1期の口座振替後（5月末）は、発行されませんのでご注意ください。振替の確認は通帳記入にてお願いいたします。

☆確定申告の際は…

- ・改良区より発行された賦課金領収書で対応してください。
- ・賦課金は是認額は、本区全域において賦課金全額が認められます。（別途通知はいたしません）
- ・公共事業関連の一括繰上償還分の是認加算額については個別に通知いたします。

組合員資格変更の届出について

賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。期限までに届出がない場合、前組合員（前耕作者や所有者）に賦課されますので、新しい耕作者と当事者同士で精算をお願いします。

組合員資格得喪通知書の提出にご協力をお願いします

1. 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき
2. 組合員が亡くなったとき
3. 経営移譲をされたとき
4. 住所・電話番号・口座に変更があったとき

※通知書は本区および各JA本支所・支店窓口、本区ホームページに準備しております。

◆ 届出の注意点 ◆

農地の権利関係に異動【耕作者・所有者の変更等】があった場合には、関係者双方の連名による届出が必要となっております。しかし、農業委員会や農協への手続きだけで、土地改良区の土地原簿も同時に修正されると思っていたという事例が多くなっております。**上記機関への手続きでは土地改良区の土地原簿は修正されませんのでご注意ください。**

また、農協受委託や農地中間管理事業についても本人申請による届出が原則となっておりますので、受委託が確定しましたら早めに本区まで届出をしてください。

※賃貸借契約の期間満了による解約についても届出が必要ですのでご注意ください！

※ 滞納賦課金は新組合員に承継されます ※

滞納賦課金のある農地において賃貸借・売買等により組合員が代わる場合、土地改良法の規定により新たな組合員が滞納賦課金を継承し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約の前に滞納賦課金の有無をご確認ください。

また、滞納賦課金のある農地は中間管理機構を通して貸付希望を申請しても、内部審査により取下げとなる場合がありますのでご注意ください。

国営赤川二期農業水利事業 工事実施状況

- 令和元年度は、当初予算9.3億円と前年度繰越分4.5億円を合わせて13.8億円を執行する予定です。約9割の進捗となります。
- 工事に関しては、東3号幹線用水路調整池設置工事、赤川揚水機場撤去工事、水路付帯施設工事等を実施します。

新設

東3号幹線用水路調整池設置工事（H30年度・繰越）
 ・調整池設置
 V=15,000m³
 ゲート・ポンプ設備

撤去

赤川揚水機場撤去関連工事（H29年度～R2年度）
 ・赤川揚水機場撤去（その3）工事（翌償）
 樋管撤去・仮廻し道路設置（H30～R元年度）
 ・赤川揚水機場撤去（その4）工事（支出委任工事）
 樋管・制水門撤去（R元年度～R2年度）（2ヶ年国債）

撤去

赤川揚水機場導水路撤去工事（R元年度）
 ・導水路撤去

改修

東3号幹線用水路関連工事（R元年度）
 ・東3号幹線用水路原形復旧工事

改修

西1号幹線用水路補修工事（R元年度）
 ・西1号幹線用水路付帯施設等

【工事完了】



赤川頭首工管理橋更新



中央管理所操作室（新設）

改修

東2号幹線用水路関連工事（R元年度）
 ・東2号幹線用水路他付帯施設等工事
 除塵スクリーン改修他

【工事完了】



東2号幹線用水路ゲート改修



赤川サイホンラジロゲート改修

改修

東1号幹線用水路原形復旧工事（R元年度）
 ・原形復旧

【工事完了】



赤川頭首工管理棟改修



	H30年度まで
	R元年度
	R2年度以降

記号	名称
	用水改良(水田)
	樋管工(改修)
	橋水橋場(改修)
	取水口(既設)
	用水路(改修)
	用水路(指定工事)
	用水路(既設)

水利権と取水量について

○水利権

河川などから取水して使用する権利で管理者の許可を要します。河川法に基づき、河川管理者の許可により生ずる権利を「許可水利権」、河川法の施行以前の既存の農業用水などは、許可を受けたものとみなされ、「慣行水利権」と称されます。赤川頭首工の取水は許可水利権です。取水量は季節や時期によってその必要量が異なるため、代掻き期や普通期など期別の権利量が異なります。

(1)許可水利権

期別の最大取水量や年間総取水量等の許可の内容及び取水の条件等は、水利使用規則で定められ、農業用水は10年毎の更新時に必要水量等の確認が行われます。

また、取水に当たっては、取水量を毎日計測し、河川管理者に定期的に報告することになっています。

(2)慣行水利権

旧河川法（明治29年公布）施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川（一級、二級、準用河川）として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利を慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされます。

赤川頭首工の許可水量について

赤川頭首工からの水利権許可取水量は以下のとおりです。

水路維持用水(非農業用水)			農業用水		年間総取水量 (千 m^3)
			代掻き期	普通期	
4/11~4/15 (m^3/s)	4/16~4/20 (m^3/s)	4/21~4/25 (m^3/s)	4/26~5/10 (m^3/s)	5/11~9/15 (m^3/s)	
11.881	16.752	23.322	41.446	30.856	309,210

○4/11~4/25の水路維持用水について

本地区の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来す恐れがあります。

このため、毎年かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要であり、通水により水路内の藻類等を安全かつ効果的に除去することが必要です。水路内の清掃のため取水許可を受けたものが水路維持用水です。

※水の利用方法を誤れば水利権の取り消しにつながる恐れがあります。必ずルールに則った水管理を行い、違法な水利用は絶対にしないで下さい。
河川法により営農用として許可を得ている水利権は4月26日~9月15日までです。

本区管内の主な許可水利権施設

1. 国土交通大臣からの許可水利権施設

- ・赤川 赤川頭首工（当施設の水利使用者は農林水産大臣）、道形揚水機、成田揚水機
- ・青龍寺川 内川分水工、関口堰、青龍寺分水工、沢田堰、稲生分水工、新斎部分分水工、本田分水工、湯野沢分水工
- ・内川 内川第一分水工、内川第二分水工、内川第三分水工、内川第四分水工、内川第五分水工、内川第六分水工、内川第七分水工、道形下揚水機
- ・苗津川 苗津川取水口（苗津川揚水機）

2. 山形県知事からの許可水利権施設

- ・赤川 熊出堰頭首工
- ・藤島川 落合揚水機
- ・大山川 米出揚水機、栃屋揚水機、下興屋揚水機、湯尻川揚水機、下小中揚水機、栃屋堰、四分堰、大明神堰、蓮花寺東堰、下小中堰、友江揚水機、門前揚水機
- ・大戸川 大谷揚水機、火打崎揚水機、川内揚水機、新興揚水機、大戸揚水機、大木堰、町川堰、京田前揚水機、山口揚水機、竹の浦揚水機
- ・矢引川 中沢揚水機

3. 酒田市長からの許可水利権施設

- ・袖浦川 十二の木揚水機

工務課からのお知らせ

○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震（震度4以上）が発生し施設の点検が必要なとき。
- (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき。
- (3) 各ダムの放流等により河川が増水したとき。
- (4) 融雪水により赤川頭首工取水口スクリーンに流木等が流れてきて取水が困難となったとき。
- (5) 局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生したとき。
- (6) 事故等の緊急事態が発生したとき。

※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じて下さい。

○土地改良施設の使用について

本区で管理する土地改良施設を使用する場合、土地改良施設他目的使用の申請が必要です。

- (1) 土地改良施設（排水路等）に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき。
- (2) 土地改良施設（用排水路・揚水機場・農道等）を出入口等に使用するとき。

○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合、境界確認申請書の提出が必要です。

※各様式については本区ホームページよりダウンロードできます。

ホームページアドレス：<http://www.shonaiakagawa.jp>

工務課
共通 お問い合わせ先
TEL 0235(22)1173

永年勤続表彰

長い間、ご尽力いただき
大変ご苦勞様でした

施設
管理人

阿部 勇氏（大泉第七揚水機場・勤続10年）

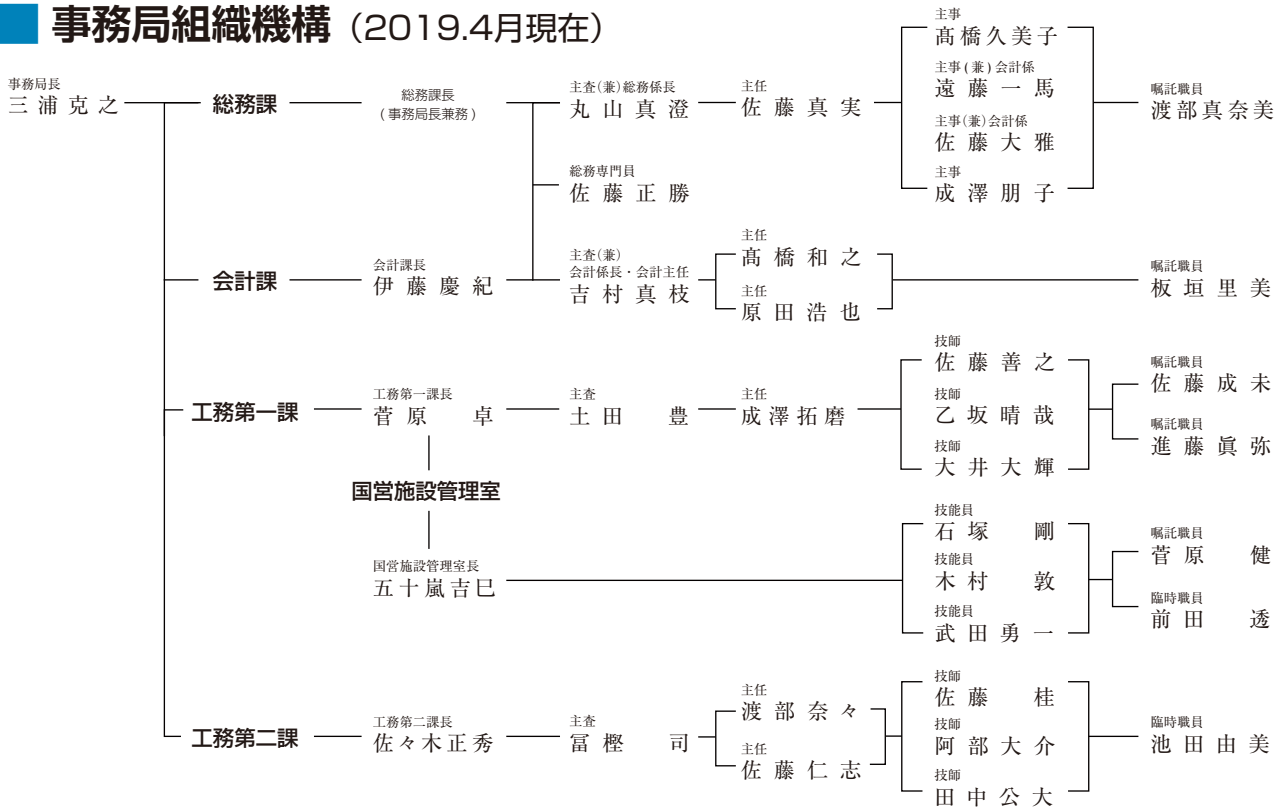
加藤 眞司氏（黒森用水路・勤続14年）

菅原 国明氏（大川堰鶴ヶ沢排水門・勤続38年）

清和 忠一氏（西一号・東一号幹線用水路除塵・勤続18年）

佐藤 幸治氏（赤川頭首工除塵・勤続18年）

事務局組織機構 (2019.4月現在)



新人職員紹介



佐藤 大雅
さとう たいが

総務課 所属
不慣れなことも多いですが、早く業務を覚え、貢献できるよう頑張ります。よろしくお願ひします。



大井 大輝
おおい だいき

工務第一課 所属
一日でも早く仕事を覚え、精一杯頑張りますのでよろしくお願ひします。



田中 公大
たなか こうだい

工務第二課 所属
経験と技術を活かして頑張ります。よろしくお願ひします。

業務内容

総務課
☎0235-22-2135

- ・総代会、理事会等に関すること
- ・事務所管理に関すること
- ・人事に関すること
- ・選挙に関すること
- ・定款、規約等の改廃に関すること
- ・農地維持受託業務に関すること ほか

会計課
☎0235-22-5079

- ・支払業務に関すること
- ・賦課金徴収及び調定
- ・農地の異動に関すること
- ・決算及び財務状況に関すること
- ・未収金の督促に関すること
- ・農地転用に関すること ほか

工務第一課 ☎0235-22-2477	青龍寺川地区 八沢川地区	・かんがい用水取水及び調整 ・洪水被害対策及び復旧対策 ・各種土地改良事業に関すること
国営施設管理室 ☎0235-53-2414	赤川地区 共同管理	・土地改良財産の他目的使用に関すること
工務第二課 ☎0235-22-2488	中川地区 天保大川地区	・水利運営協議会に関すること ・国営事業関連の調整に関すること ・小水力発電事業に関すること ほか

FAX : 0235-22-2434 (工務課共通)
E-mail : koumu@shonaiakagawa.jp

FAX : 0235-22-2185 (総務課 共通)
E-mail : info@shonaiakagawa.jp

